

見積参加者選考調書(特定随意契約用)

調 達 件 名	令和7年度水泳授業実施に係るインストラクター配置等業務(大谷地小学校ほか2校)
発 注 課	札幌市教育委員会総務部学校支援課
選 定 事 業 者	コナミスポーツ(株)
随意契約の理由(相手方を特定した理由を含む。) 本業務は安全かつ効果的に水泳授業を実施することを目的としている。 大谷地小学校、真駒内桜山小学校、藻岩北小学校において、受入施設選定基準に基づき、水泳授業の受入施設としてコナミスポーツクラブもいわ及び、コナミスポーツクラブ新札幌を選定、当施設の運営管理者であるコナミスポーツ株式会社から受入可能の旨を確認し、当施設で水泳授業を実施することとなった。 運営管理者のコナミスポーツ株式会社の方針により、当事業者主催以外の教室または当事業者が委託した指導者以外の指導行為等は認められていないことから、コナミスポーツ株式会社のプール施設を活用した水泳授業実施に係るインストラクター配置等業務を受託できるのは当事業者のみである。 以上のことから、本業務を履行できるのは、コナミスポーツ株式会社において他にはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、当事業者と特定随意契約を行う。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号